

中部運輸局  
自動車交通部

令和7年12月23日 14時00分発表

連絡先 中部運輸局自動車交通部  
旅客第二課 本田、古久保、竹中  
TEL 052-952-8036

## 福井地区のタクシー運賃改定要請のお知らせ

令和7年12月22日、福井県あわら市のケイカン交通株式会社から下記のとおり一般乗用旅客自動車運送事業の公定幅運賃変更要請書が提出されましたのでお知らせします。

なお、福井地区（※1）において、本要請の日から3ヶ月の間に、要請等を提出した法人タクシー事業者の合計車両数（※2）が5割以上となった場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

記

## 1. 要請者

法人名：ケイカン交通 株式会社  
住 所：福井県あわら市国影37-61-2

## 2. 公定幅運賃変更要請の概要（普通車要請分）

## 【初乗運賃】

車種区分	要 請 運 賃	現 行 運 賃
普通車	1.0 kmまで 650 円	1.1 kmまで 620 円

## 【加算運賃】

車種区分	要 請 運 賃	現 行 運 賃
普通車	204mまで 100 円	252mまで 100 円

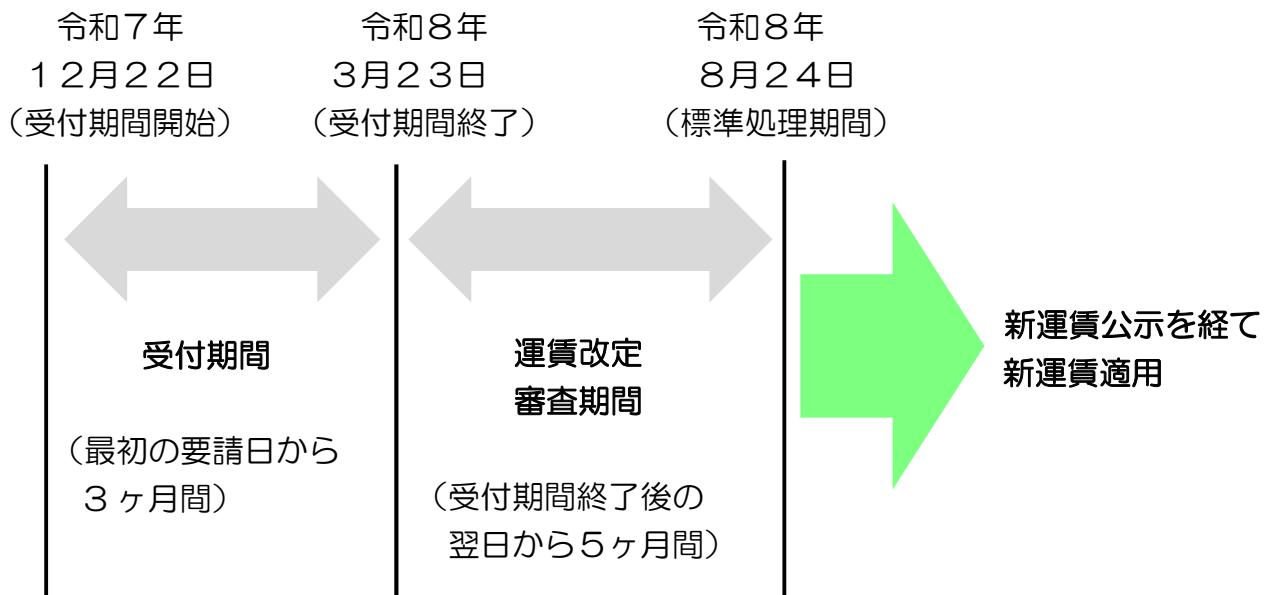
（※1）福井地区＝福井県全域

（※2）福井地区 事業者数及び車両数（令和7年12月22日現在）

事業者数： 45者  
車両数： 796両      ※5割以上=398両

以上

## 【今後の予定スケジュール】



※ 受付期間中に、申請（要請）書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が5割に達しなかった場合、運賃改定手続は見送ります。

受付期間中に、申請（要請）書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が5割に達したもの、申請（要請）書を提出した事業者のうち、標準的経営を行っている事業者の、実績年度及び実績年度の翌年度の加重平均収支率が、いずれも100%を超える場合、運賃改定手続は見送ります。